

令和7年度しまね物流対策事業 島根県物流実態調査等提案競技実施要領

1 目的

トラックドライバーの時間外労働の上限規制の適用により、輸送能力の不足による物流のひっ迫や、物流コストの高騰等が生じる「物流の2024年問題」が懸念されている。今後、輸送能力がさらに減少見込みである中、県内物流事業者や荷主事業者への影響を軽減し、持続可能な物流を実現するため、県内物流の現状と課題を把握し、解決に向けた取組を検討する基礎資料を得るとともに、県内事業者の物流問題への意識啓発を図ることを目的とする。

2 企画提案競技の対象とする業務

(1) 委託業務名

令和7年度島根県物流実態調査等業務

(2) 業務内容

別添「令和7年度しまね物流対策事業 島根県物流実態調査等業務委託企画提案競技仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月13日（金）までとする

(4) 提案価格の上限額

4,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

(1) 上記2に掲げる業務を遂行する能力を有する単独の法人又は複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であること。

(2) 単独の法人若しくはコンソーシアムの構成員は次の各号を満たすこと。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。

エ 最近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

オ 島根県の区域内に事業所を有する者にあつては、県税の滞納がないこと。

カ 島根県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の県税の滞納がないこと。

キ 重複参加していないこと。

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

4 提出書類の種類及び部数

本企画提案競技に参加を希望する者は、次に掲げるすべての書類を提出すること。

ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

ア 参加表明書 1部（様式1）

イ 誓約書 1部（様式2）

ウ 企画提案書 7部（正本1部、副本6部）

（提出期限は企画提案競技実施要領の7による）

エ 法人登記簿謄本又は身分証明書

（発行後3ヶ月以内 原本又は写し）

- (コンソーシアムの場合は構成員すべてについて各 1 部)
- オ 島根県内に事務所を有する者は県税に係る納税証明書
(発行後 3 ヶ月以内 原本又は写し)
(コンソーシアムの場合は構成員すべてについて各 1 部)
- カ 島根県内に事務所を有しない者(島根県に納税義務のない者)は本店が所在する都道府県の法人事業税に滞納がないことの証明書
(発行後 3 ヶ月以内 原本又は写し)
(コンソーシアムの場合は構成員すべてについて各 1 部)
- キ 税務署が発行する消費税及び地方消費税に関する納税証明書
(発行後 3 ヶ月以内 原本又は写し)
(コンソーシアムの場合は構成員すべてについて各 1 部)
- ク コンソーシアムによる参加の場合は、コンソーシアム協定書の写し
- ケ 会社概要書 1 部(会社案内・要覧・定款等)
(コンソーシアムの場合は構成員すべてについて各 1 部)

5 参加表明書等の提出方法、提出先及び提出期限

- ア 提出方法
持参(土・日・休日を除く午前9時から午後5時まで)又は郵送(郵便書留に限る)による。
- イ 提出先
下記12と同じ。
- ウ 提出期限
令和7年6月10日(火)午後5時必着(郵送の場合も提出期限必着)

6 企画提案競技にかかる質問及び回答

(1) 質問

- ア 質問方法
質問書(様式3)を用いて電子メールにて提出すること。(なお、送信後に電話で着信確認を行うこと)
- イ 提出先
下記12と同じ。
- ウ 提出期限
令和7年6月2日(月)から6月16日(月)まで
(土・日・休日を除く午前9時から午後5時まで)

(2) 回答

質問に対する回答は、令和7年6月18日(水)までに回答(予定)
参加資格があると通知したすべての者に対し、電子メールにより回答する。

7 企画提案書

企画提案の提出を希望する者は、提案項目、提案内容を記載した企画提案書を7部(正本1部、副本6部)持参又は郵送※4により提出すること。

※4: 持参の場合の受付時間は9時から17時(土日祝祭日は除く)までとし、郵便の場合は郵便書留による必着に限る。

<提出期限>

令和7年6月23日(月)17時まで

8 選定審査の実施

提出された企画提案書の審査については、別に設置する「令和7年度しまね物流対策事業島根県物流実態調査等業務委託 委託先候補者選定審査委員会」（以下、「選定委員会」という。）において、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容を審査する。

企画提案書を提出した者が多数の場合は、プレゼンテーション実施に先立ち書類審査を行う場合がある。書類審査の結果等については、対象者に別途通知する。

＜プレゼンテーションの実施日（予定）＞

令和7年7月2日（水）

＜プレゼンテーションの実施場所（予定）＞

島根県市町村振興センター（島根県 松江市殿町8-3）

※詳細は、企画提案者に別途通知する。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- （1）参加する資格のない者が提案したとき。
- （2）所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- （3）事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- （4）提案者が当該企画提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- （5）提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- （6）その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

- （1）契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

- （2）契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

- （3）契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。

ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

- （4）その他

別途契約予定者と協議して定める。

11 その他の留意事項

- （1）企画提案に要する費用は基本的に提案者負担とするが、県が規定する所定の要件に合致した適正な提案書を作成の上、提案者プレゼンテーションに参加した企業（採択した企業は除く）に対しては、企画提案に係る経費を、1提案あたり10,000円（消費税等含む）支給する。支給は、単独の法人はその法人に対して、コンソーシアムによる参加は代表法人に対して行うが、受託者及び資格審査により参加資格のないものに対しては支給しない。
- （2）本要領に基づき提出された書類は非公開とし返却しない。
- （3）契約にあたり、再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、島根県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- （4）本業務における会議、意見交換での内容等、双方で秘密情報として管理することとした情報については島根県の許可なしに第三者へ無断で開示（提供）してはならない。
- （5）成果物の著作権は、委託料の支払いが完了し、業務実施完了報告を受けたときをもって島

- 根県に譲渡されるものとする。
- (6) 委託契約の支払いについては、島根県会計規則に基づき支払うものとする。

12 提出・問い合わせ先

島根県しまねブランド推進課 流通係

〒690-8501 島根県松江市殿町1 番地

TEL：0852-22-6398

E-mail: shokusan@pref.shimane.lg.jp